

大和市告示第164号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により特定有害物質によって汚染されている区域として指定した区域の全部を次のとおり解除する。

平成25年9月9日

大和市長 大 木 哲

1 解除する指定区域

大和市深見西二丁目773番1の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の掘削除去、場外搬出及び良質土による埋め戻し